

諫早市教育委員会議事録

令和3年第12回（11月定例）

令和3年第12回（11月定例）教育委員会

- 1 日 時 令和3年11月18日（木）
14時00分～16時00分
- 2 場 所 諫早市役所 8階 会議室8-2
- 3 出席者 教育長 石部 邦昭
委 員 宮本 峻光
委 員 原田 裕介
委 員 山口 秀雄
委 員 中野 高子
- 4 会議に出席した事務職員
教育次長 高柳 浩二
教育総務課長 江頭 大一
学校教育課長 有谷 孝彦
生涯学習課長 諸岡 昌史
文化振興課長 川瀬 雄一
- 5 議題

議案第18号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

議案第19号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例）

議案第20号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市月の港会館の指定管理者の指定）

議案第21号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市多良見のぞみ会館の指定管理者の指定）

議案第22号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和3年度諫早市一般会計補正予算（第9号）」中、12款教育費）

議事録署名人の指名

山口委員と中野委員を議事録署名人に指名

議事録の承認

令和3年第11回（10月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長の報告の要旨

《教育長の報告》

1 教育長の学校訪問について

授業改善、学力向上に資するためを目的とし、学校訪問を行っている。訪問校は資料のとおり、10月28日の小栗小学校から11月16日の有喜小学校まで8校の学校訪問を行った。本日11月18日は琴海中学校の学校訪問を予定していたが、所用により学校教育課長が代理で訪問している。校長先生方もこの学校訪問の趣旨をご理解いただき、より学力がつくような授業の展開、ICTの活用も含めて授業の充実を図っていききたいというお言葉をいただいた。来年1月には喜々津中学校を訪問予定である。

2 県中総体：駅伝競技について

11月11日、トランスコスモスタジアム及びジョギングコースにおいて、県中総体の駅伝競技が行われた。参加チームは、各地区予選を勝ち抜いた女子、男子共に32チームが出場、諫早からは2チームが出場した。女子は、本市の西諫早中学校が2位に1分48秒という大差をつけ第1位、続く第2位は長崎大附属中学校、そして第3位が福江中学校であった。明峰中学校は第5位という好成績であった。男子においても、本市の森山中学校在第2位に55秒

差をつけ第1位、第2位は時津中学校、第3位は西諫早中学校という成績であった。なお、女子の西諫早中学校、男子の森山中学校は、12月19日に滋賀県で開催される全国大会出場権を獲得したことになるが、両校とも全国大会で上位入賞の期待がかかる快走ぶりであった。

3 定例校長会、副校長・教頭会について

毎月開催されている定例校長会、副校長・教頭会について、11月は校長会が11月4日、副校長・教頭会は11月9日に小野ふれあい会館で実施された。教育長として話をしている内容をダイジェスト版として資料の2ページ、3ページにご用意したので参考までにご覧いただきたい。

4 長崎県都市教育長協議会について

11月5日、第3回長崎県都市教育長協議会が雲仙市愛野町の「愛の夢未来センター」で開催され、各市教育長11人が参加した。来年度の九州都市教育長協議会理事には、長崎市の橋田教育長と佐世保市の西本教育長の再任が決定し、来年度の担当地区は、順番により佐世保市に決定した。

協議内容としては主に、令和5年の成人式についてであり、ほとんどの市がこれまでと同様に20歳を対象にしているとのことであった。また、新成人への記念品の予算については1人あたり500円から3千円と大きく差があった。

私のほうからは校務支援システムについてお尋ねをした。本市はまだ導入していないが、導入している各市の状況を尋ねたところ、概ねうまくいっているとのことであった。

5 A L T 辞令交付式について

11月10日、新たに着任したA L T 3名の辞令交付式を市役所会議室で行った。この3名は、新型コロナウイルスの影響で着任が遅れていたものである。その後、すでに着任・勤務している5名を加えて、A L T 8名が市長を訪問し、市長から歓迎と激励を受けた。

私からも、諫早市の英語教育の向上に寄与してもらいたいこと、また、校長にも、A L T と連携を密にして子どもたちの英語教育を一層推進するように指示をした。なお、令和3年度においてA L T は、最終的にあと1名を加えて計9名となる予定である。

6 諫早市PTA連合会教育懇談会について

11月12日、諫早市PTA連合会の役員と教育委員会が市役所大会議室で懇談会を実施した。意見交換の中で、諫早市PTA連合会から単位PTA事務補助員雇用への支援や特別支援教育の充実などが要望として、また、学校給食の公会計化の進捗状況、GIGAスクールの進捗状況などの質問があり、それぞれの要望等に対して、担当課長等が誠実に回答を行った。また、「PTAは学校の応援団である」との有難い言葉をいただいた。一部、若い先生方がPTAに対して構えてしまい、距離を置く傾向にあると聞いている。私が大学に勤務しているときに学生に対しても話したことがあるが、保護者は学校側の絶対的な味方であり、子どもたちのために、また、学校のために一緒になって御尽力いただいている非常に大切な存在であると思っている。

7 長崎県市町村教育委員会連絡協議会小委員会について

11月17日、小委員会のメンバー8人が県教育長を訪ね、令和4年度要望事項を手交し、要望の趣旨説明を行った。要望の項目としては、「通級指導教室の教職員配置について」、「特別支援学級の教職員配置について」、「栄養教諭及び学校栄養職員の配置について」、「人事異動打ち合わせについて」、「新規採用教職員の配置について」、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について」、「コミュニティ・スクールの財政支援について」、「医療的ケアを要する児童生徒への支援について」である。県教委からは現段階での状況説明があり、正式回答は1月初旬となる見込みである。また、教頭の業務削減のための「教員定数外配置」、「学校教育のデジタル化に向けた人材確保」などについて、活発な意見交換が行われた。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

諫早市PTA連合会教育懇談会の御報告の中で、若い先生方がPTAに対して苦手意識があるというお話があったが、2年前、長崎大学で先生方に向けてPTAや今どきの保護者との上手なかかわりあい方という内容で2時間ほど講義を行ったことがある。その中で、このようなことを学ぶ機会がなかなかないという声も聞かれたので、こういった研修等があれば、若い先生方の苦手意識も少しは薄れるのではないかと感じた。

[委員]

駅伝競技会場の医務室に私が訪ねて行ったとき、選手が1人横になっていた。どうしたのかと状況を尋ねたところ、会場へ学校の皆と一緒に来て、一緒に行動していた。具合が悪くなり嘔吐したため体温を計ったところ38度を超える熱があったとのことであった。よくよく話を聞くと、3日前から熱発したものの病院へも行かず、検査も何もしていない様子であった。これからもいろいろな行事・大会が開催されることと思うが、中には体調不良にかかわらず、どうしても参加させたいと考える保護者もいると思うので、運営側は細心の注意を払っていただきたい。

あと、当日は相当な人数が集まる大会であったが、養護の先生はいらっしゃるものの、もし、何かが起きたときその次はどうするか、どこの病院に連れて行くかという想定がされておらず、病院に対して事前の連絡がなされていないようだった。病院に対し、何かが起こったときは対応をお願いしたいといった事前連絡をしておくだけでも料金を支払う必要はないので、遠慮なく利用してほしい。

それから、小委員会での要望項目であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてであるが、4校に1人の配置といった現状は、とんでもない少なさであって、現場の先生方の負担軽減のためにはもっともっと増やしていく必要がある。

《議題》

議案第18号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

教育総務課長 説明

《教育総務課長の説明に対する質問・意見》

[委員]

文化財の保護に関することを市長の権限にするということは、観光等に結び付けるための一端ということで理解してよろしいか。

[教育総務課長]

これまでは文化財の保護ということを中心とした目的として教育委員会が行ってきたが、これからは保護だけではなく、今委員がおっしゃったように観光資源としての活用やまちづくりにつなげていくということが求められている。国は、地方文化財行政の推進力強化を目的に、文化行政全体としての一体制や、まちづくり等に関する事務

との関連性を考慮し、条例により文化財保護の事務を市長部局が所管できるよう法改正を行い、平成31年4月1日から施行されている。本市においても、文化財の保存・継承など文化財保護事務について、観光や産業振興、文化芸術、景観・まちづくりなどを担う市長部局で総合的・一体的に取り組む体制を構築するため、市長部局への移管を行おうとするものである。

[委員]

市長部局へ移管することとなった背景としては、千々石ミゲルの件が関係しているのか。

[教育総務課長]

そうではない。あくまでも市全体の機構改革の一部として、文化財の保護に関する事務が市長部局へ移管されるものである。

[委員]

今後、文化財の保護に関することについて、教育委員会が関わることはないという理解でよろしいか。

[教育総務課長]

そのとおりである。

[委員]

併せて、文化財に関わる人材についても市長部局へ移るということか。

[教育総務課長]

文化財の保護に関する事務については、現在においても市長部局への補助執行であるため、体制については何ら変わることはない。

[委員]

市長部局へ移管したことで、これまで何か問題が起きたとか不都合があったという市町村はなく、かえって事務がスムーズに運ぶことになるかと捉えてよいか。

[教育次長]

結構である。文化財の保護、継承については当然予算が必要となるため、予算の編成権を持つ市長部局が文化財の保護に関する事務を所管することで、市として、まちづくりに効率的な組織体制が図られると考える。

可決

議案第19号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市障害児就学指導委員会条例の一部を改正す

る条例)
学校教育課長 説明

《学校教育課長の説明に対する質問・意見》

[委員]

資料 8 ページ、「5 委員長は、第 2 条各号に掲げる事務について、特に緊急を要するため委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事務を処理することが出来る。」とあるが、具体的にはどのような状況であるのか。

[学校教育課長]

保護者の勤務先の異動に伴う子どもの転校というケースが非常に多い。年度末である 3 月末ぎりぎりに転勤が決まり、委員会を招集する時間がないとか、また、他県で特別支援学級に在籍していた児童・生徒が本市に転入してきた場合、その児童・生徒を本市の特別支援学級に措置してよいかといった場合などが挙げられる。

このような場合でも、委員長が単独で決定するわけではなく、事務局や副会長、副会長はおそらく医師の方が就任されると思うが、副会長とも相談をしながら決定することになるかと思う。

[委員]

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等とはどのような子ども達を指すのか。

[学校教育課長]

病院での診断の結果、発達障害の診断を受けた子どもたちや、診断はなくても学習面や生活面での支援を必要とする子どもたちのことである。

[委員]

任期を 2 年から 1 年に改めるとのことだが、説明の中で再任は妨げないということであったので、次に条例を改正する際はその文言を加えていただきたい。

[学校教育課長]

御意見ありがたく承る。
可決

議案第 20 号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について
(諫早市月の港会館の指定管理者の指定)

生涯学習課長 説明

《生涯学習課長の説明に対する質問・意見》

質問・意見なし

可決

議案第21号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（諫早市多良見のぞみ会館の指定管理者の指定）

生涯学習課長 説明

《生涯学習課長の説明に対する質問・意見》

[委員]

のぞみ会館には浴場があると思うが、以前と変わらず循環式であるのか。

[生涯学習課長]

循環式である。洗浄や水質検査の回数を増やすなどの対応を行っている。

[委員]

のぞみ会館は、過去2回ほどレジオネラ菌が検出されたと思う。幸いにも死亡者は出なかったが、レジオネラ菌をゼロにすることは不可能とされており、全国的に見ても、循環式の浴槽はほとんどないのではないかと思う。そういった中、次にまた同じようなことが起こり、仮に死亡者が出た場合、責任の所在はどこにあるのか

[生涯学習課長]

施設の設置者である市と、管理・運営を行っている指定管理者の両者に責任があると考えます。

[委員]

今後、事故の可能性がないとは言えないため、できるだけ早い時期での改善を望む。

[教育次長]

委員がおっしゃるように、そういった危険性があることも認識し、また、改修となると予算措置も必要となることから、財務部局とも相談しながら検討していきたい。

可決

議案第22号 議会の議決を経る議案についての意見の申し出について（「令和3年度諫早市一般会計補正予算（第9号）」中、12款教育費）

学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長及び文化振興課長
説明

《関係課長の説明に対する質問・意見》

[委員]

G I G A スクール整備事業に関する質問であるが、令和4年度に入ってすぐ家庭でのパソコン学習が可能となるのか、それとも令和4年度中に可能となるのか。また、諫早市立の小・中学校が一斉に同じタイミングで可能となるのか、学校ごとに校長判断で徐々にといかたちになるのか。加えて、パソコンの持ち帰りに関して保護者への説明はどうなっているのか伺いたい。

[学校教育課長]

パソコンの持ち帰りの開始時期については、令和4年度の1学期に入ってすぐを目標としているが、ゴールデンウィーク頃になる可能性がある。できるだけ早い時期に実施したいと考えている。

また、各小・中学校で多少差はあるかもしれないが、諫早市立小・中学校が一斉に同じタイミングで実施できるよう事務を進めている。保護者への説明については、まず、教育委員会から保護者に対して説明を行い、詳細については各学校から保護者に対して説明を行う予定である。

[委員]

これまで、保護者が子どものために購入したスマートフォンで問題が起こった場合でも、学校側は大変な時間と労力を費やしてきたことと思うが、今後、市が貸与するタブレットでも同じような問題が起こるものと想定されるため、先生方には今以上にご負担がかかるものと思われる。

県のメディア安全指導の中で各市町の情報を交換するのだが、対馬市が Society5.0 に向けて3年前のコロナ禍以前から先行して実施しており、中学生のみ学習用端末を家庭に持ち帰っている。運用としては、朝の7時から夜の10時までしか使用できない設定になっており、10時になると強制的にシャットダウンとなる。また、学習以外の不適切な使用防止対策として、通信会社から市教育委員会に対して、学習用端末1台1台の1か月の使用G I G A数が報告され、明らかにおかしい場合は、市教育委員会から学校へ連絡があり、学校から児童・生徒に対して指導を行うといった方法がとられている。また、持ち帰りに際して、保護者と児童・生徒との間で取扱いについてルールを決め、双方で署名するなどいろいろな方法がとられている。

このように、対馬市は3年間の運用実績からメリット・デメリットを把握しているものと思われるので、先行事例として、是非参考にしてみたいかかと考える。

もう一点質問だが、小学校1年生も同じようにタブレットを持ち帰るのか。

[学校教育課長]

現在のところ、タブレットの持ち帰りは、小学校1年生からと考えている。今、御意見をいただいたように、対馬市の先行事例であるとか、メディア安全指導員の活用、そのほか先般、PTAとの懇談会を行った際にも、協力する旨のありがたい言葉をいただいたので、情報を共有しながら、よりよい方策を講じていきたいと考えている。

可決

《生涯学習課長の報告》

- 1 令和3年度日本PTA全国協議会年次表彰式について
- 2 11月定例全員協議会の報告について（成年年齢引き下げに伴う成人式の在り方について）

《生涯学習課長の報告に対する質問・意見》

質問・意見なし

その他

学校教育課長

諫早市学校運営協議会規則に係る議案提出について説明

教育総務課長

- 1 令和3年度 諫早市教育委員会表彰式について説明
- 2 12月及び1月定例教育委員会の日程並びに総合教育会議の日程について説明

16時00分閉会